

令和5年第13回厚岸町教育委員会会議録

| | | |
|--------------|--------------------|--|
| 招 集 | 日 時 | 令和5年9月26日 午前11時00分 |
| | 場 所 | 厚岸町学校給食センター 1階 研修室 |
| 開 会 日 時 | 令和5年9月26日 午前11時00分 | |
| 閉 会 日 時 | 令和5年9月26日 午前11時24分 | |
| 出 席 委 員 | 田 辺 正 保 | |
| | 濱 秀 利 | |
| | 平良木 宣 行 | |
| | 森 脇 直 美 | |
| 欠 席 委 員 | | |
| 会議録署名 | 教 育 長 | 酒 井 裕 之 |
| 委 員 | 委 員 | 田 辺 正 保 |
| 会 議 出 席 者 | 事務局職員 | 管理課長 諸 井 公 指導室長 藏 光 貴 弘 学校給食センター所長 小 池 裕 子 生涯学習課長 川 越 一 寿 海事記念館長 菅 原 卓 己 B&G海洋センター所長 千 葉 隆 行 温水プール館長 石 田 秀 之 管理課長補佐 車 塚 洋 |
| | その他の者 | |

議事日程

| 日 程 | 議案番号 | 付 議 事 件 |
|--------|--------|--|
| 1 | | 開会 |
| 2 | | 会期の決定 |
| 3 | | 前回会議録の承認 |
| 4 | | 会議録署名委員の指名 |
| 5 | (報 告) | |
| | 報告第11号 | 教育長の報告すべき事項について【報告済】 |
| 6 | (議 案) | |
| | 議案第50号 | 厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について【原案可決】 |
| | 議案第51号 | 厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】 |
| | 議案第52号 | 厚岸町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】 |
| | 議案第53号 | 厚岸町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について【原案可決】 |
| | 議案第54号 | 厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について【原案可決】 |
| 7 | | 閉会 |

令和5年第13回厚岸町教育委員会

令和5年9月26日

午前11時00分開会

●教育長 ただいまから、令和5年第13回厚岸町教育委員会を開会します。これから、本日の会議を開きます。

 なお、本日の日程は、既に配付されている日程表のとおりであります。

●教育長 日程第2「会期の決定」についてであります。委員会の会期を本日、9月26日の1日間としてよろしいですか。

 (はい。の声)

●教育長 それでは、会期を本日9月26日の1日間といたします。

●教育長 日程第3、「前回会議録の承認」についてであります。令和5年8月30日に開会した第12回教育委員会の会議録の承認についてであります。会議録署名委員の濱委員、私がそれぞれ署名済みでありますので、これをもちまして承認とさせていただきます。

●教育長 日程第4、「会議録署名委員の指名」についてであります。本日の会議録署名委員は、会議規則第17条の規定により、森脇委員を指名いたします。

●教育長 日程第5、報告第11号「教育長の報告すべき事項について」を議題といたします。職員は、報告内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、報告第11号「教育長の

報告すべき事項について」、その内容をご説明申し上げます。

議案書1ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会会議規則による教育長の報告すべき事項として、厚岸町共同募金委員会から推薦依頼のありました審査委員会委員について次のとおり推薦したのでご報告いたします。

この委員については、審査委員会の設置運営に関する規程第3条第1項に規定する委員ですが、引き続き森脇委員にお願いいたしたく、本人の受諾並びに各教育委員にご了承をいただき、厚岸町共同募金委員会へ推薦したものであります。

なお、任期については、令和5年10月1日から令和7年9月30日の2年間となっております。

以上、簡単ではありますが、報告第11号の報告とさせていただきます。

- 教育長 内容は、厚岸町共同募金委員会審査委員会委員の推薦についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、これで報告第11号を終わります。

- 教育長 日程第6、議案第50号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 ただ今、上程いただきました議案第50号「厚岸町スポーツ推進審議会委員の任命について」、その提案理由と内容をご説明申し上げます。

議案書 2 ページをご覧ください。

スポーツ推進審議会委員は、スポーツ基本法第31条並びに厚岸町スポーツ推進審議会条例第4条及び第6条の規定により、教育委員会が任命しておりますが、令和3年10月1日に任命したスポーツ推進審議会委員が、令和5年9月30日をもって任期満了となることから、同規定により、新たにスポーツ推進審議会委員を任命いたしたく、本議案を提出するものであります。

1、氏名等であります。

委員区分は、1号が学識経験者、2号が関係行政機関の職員であります。

上から順に、氏名のみ読み上げます。生年月日や住所等は、記載のとおりであります。

はじめに1号委員であります。氏名、北村誠、小林敏美、田崎春美、湯浅哲人、佐々木修治、鹿野眞裕、久保一將、竹中久美子。

次に、2号委員であります。蠣崎浩一、小手森良貴。

以上10名であります。

次に、2の任期につきましては、同条例第6条の規定により、令和5年10月1日から令和7年9月30日までの2年間であります。

以上、簡単な説明でございますが、議案第50号の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、任期満了に伴う、厚岸町スポーツ推進審議会委員の新たな任命についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいです

か。

(はい。の声)

では、そのように決定いたします。

●教育長 次は、議案第51号「厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第51号「厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町奨学資金貸与条例施行規則は、経済的理由で進学が困難な、高等学校以上の修学能力がある者に対し、奨学資金を貸与して教育を受ける機会を与えることを目的に定められた「厚岸町奨学資金貸与条例」の施行に関し、必要な事項を定めているものであります。

今回の改正につきましては、総務課で策定した「厚岸町の行政手続における押印の見直し基本方針」に基づき、法令等で義務化されているなど、真に必要な場合を除き、行政手続における押印を廃止することが示されたことに伴い、申請者の負担軽減を目的として、押印を廃止し様式中の「印」を削るため、また、請求書への押印省略に伴う必要事項の記載欄追加に伴い、関係様式を改正いたしたく、厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定するため、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書3ページをご覧ください。

議案第51号「厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第51号説明資料「厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたしますが、その内容は資料4ページ以外の1ページから3ページ、5ページから12ページは別記様式中にある「印」を削除するものであります。

資料4ページをご覧ください。

別記様式第7号（第11条関係）は、他の資料同様、別記様式中にある「印」を削除するとともに、「振込先」の字句を加え、請求書への押印省略に伴う必要事項を記載するため、様式中に「氏名」「電話番号」「メールアドレス」を記載する「連絡先」を加えるものであります。

議案書4ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、令和5年10月1日から施行しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第51号「厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長

内容は、押印廃止に伴う厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

●田辺委員

一点だけ、参考までにお聞きしたのですが。これ、押印というのは、ほとんど省略という形なのですが、押印が必要だと、残っている書類で教育委員会関連で、まだ、押印をしなければならないものはまだあるんですか。

相手からもらうものに対しては、それほどない、ほぼ

ないのですが、こちらから許可書などを出すに際しては、押印というものもありますが、相手先からもらうというものは、ほぼない状態であります。

●教育長 その他、ありませんでしょうか

(ありません。の声)

●教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第52号「厚岸町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただいま上程いただきました、議案第52号「厚岸町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」、その提案理由と内容についてご説明いたします。

厚岸町教職員住宅管理規則は、厚岸町教育委員会が管理する教職員住宅の管理について必要な事項を規定しております。

今回の改正につきましては、総務課で策定した「厚岸町の行政手続における押印の見直し基本方針」に基づき、法令等で義務化されているなど、真に必要な場合を除き、行政手続における押印を廃止することが示されたことに伴い、申請者の負担軽減を目的として、押印を廃止し様式中の「印」を削るため、また、様式中に、元号が平成のままの標記があることから、今後元号が変更となった

際に支障をきたさぬことも考慮し、平成の字句を削除するため、さらには、別記様式第4号（第9条第3項関係）の教職員住宅退去届において、誤記があることから、関係条文を改正いたしたく、本案を提出するものであります。

それでは、改正内容の説明をさせていただきます。議案書5ページをご覧ください。

議案第52号「厚岸町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」であります。

改正内容につきましては、別にお配りしている議案第52号説明資料「厚岸町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則新旧対照表」でご説明いたします。

説明資料1ページをご覧ください。

別記様式第1号（第4条関係）では、申請日記載欄の元号「平成」を削除し、また、氏名欄の「印」を削除するものであります。

続いて、説明資料2ページをご覧ください。

別記様式第2号（第5条関係）では、通知日記載欄の元号「平成」を削除するものであります。

続いて、説明資料3ページをご覧ください。

別記様式第3号（第5条第2項関係）では、住宅入居届日記載欄、誓約文中及び「3入居年月日」の元号「平成」を削除し、また、氏名欄の「印」を削除するものであります。

続いて、資料4ページをご覧ください。

別記様式第4号（第9条第3項関係）では、退去届提出年月日の「平成」を削除し、また、氏名欄の「印」を削除、さらには、3項目の「入居年月日」は、本来「退去年月日」と表記すべきものであり、これを改め、元号の「平成」を削除するものであります。

議案書5ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、令和5年10月1日から

施行しようとするものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第52号「厚岸町教職員住宅管理規則の一部を改正する規則の制定について」の提案理由とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 教育長 内容は、押印廃止等に伴う厚岸町教職員住宅管理規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 次に、議案第53号「厚岸町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

- 生涯学習課長 ただいま上程いただきました、議案第53号「厚岸町文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」その提案理由と内容をご説明いたします。

議案書6ページをお開き願います。

本件は、総務課で策定した「厚岸町の行政手続における押印の見直し基本方針」に基づき、法令等で義務化されているなど、真に必要な場合を除き行政手続における押印を廃止することが示されたことに伴い、町民の行政手続における負担軽減を目的として、押印を廃止し、

押印箇所を示す「印」の文字を削るため、本案を提出するものであります。

説明については、別にお配りしている議案第53号説明資料の新旧対照表をご覧ください。

改正する内容は、これから申し上げます各申請書並びに届出書の様式における、住所や氏名を記載する箇所の「印」を削るものであります。

新旧対照表の1ページ、別記第1号様式「厚岸町文化財指定申請書」、別記第4号様式「厚岸町文化財指定書再交付申請書」。次に2ページ、別記第5号様式「厚岸町指定文化財の各種変更届」。次に3ページ、別記第6号様式「厚岸町指定文化財保持者の事故届」、別記第7号様式「厚岸町指定文化財滅失（き損）届」。次に4ページ、別記第8号様式「厚岸町指定文化財現状変更申請書」、別記第10号様式「厚岸町指定文化財修理届」。次に5ページ、別記第11号様式「厚岸町指定文化財保護補助金交付申請書」。

議案書6ページにお戻りください。

附則であります。この規則は、令和5年10月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

●教育長

内容は、押印廃止に伴う厚岸町文化財保護条例施行規則の一部改正についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

●教育長

なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

●教育長 では、そのように決定いたします。

●教育長 次に、議案第54号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」を議題といたします。職員は、提案理由と議案内容の説明をしてください。

●管理課長 ただ今上程いただきました、議案第54号「厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動について」、その内容をご説明いたします。

議案書7ページをご覧ください。

厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関の職員の異動について、別紙のとおり決定しようとするものであります。

令和5年10月1日付けの、厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関の職員の人事異動について決定いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第2項第4号の規定により、本案を提出するものであります。

議案書8ページ、別紙をご覧ください。

発令内容については、標記のとおりで、全て教育委員会内部での異動となります。

以上、簡単な説明ではありますが、令和5年10月1日付け、厚岸町教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の異動についての説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●教育長 内容は、教育委員会に属する事務局及び教育機関職員の令和5年10月1日付け、人事異動についてであります。これから質疑を行います。ありませんか。

(ありません。の声)

- 教育長 なければ、本件を原案のとおり決定してよろしいですか。

(はい。の声)

- 教育長 では、そのように決定いたします。

- 教育長 その他、総体的に何かございますか。

(ありません。の声)

- 教育長 以上で、本日の会議日程は全て終了しました。
これをもちまして、第13回教育委員会を閉会します。